

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成28年4月21日（木）14:46～14:59

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

<関係省庁>

西海 重和 国土交通省観光庁観光産業課長

英 浩道 国土交通省総合政策局政策課政策企画官

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 農家民宿等が提供する農業体験サービスの旅行業法の適用除外

3 閉会

○藤原次長 国土交通省にお出でいただきまして、「農家民宿等が提供する農業体験サービスの旅行業法の適用除外」ということで、着地型観光と言われているものの扱いでございますが、仙北市等からも以前から提案が出ている話でございますけれども、前回御指摘をさせていただいた点についての回答が来ておりますので、その点を含めて意見交換をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

では、早速、この御回答について御説明をお願いいたします。

○西海課長 私どもは、今までの考え方をちょっと触れなければいけないのですけれども、今までは、例えば、第三種旅行者ですとか地域限定旅行者に関しては、確かに地域等色々な限定はあるのですが、その業務内容が、例えば、学校や企業から言われて受注した企画旅行とか、あるいは手配と言って、色々なものをやる旅行については全国的にどこでもやれるものですから、要するに、業務の内容は第三種、地域限定というのはその地域に

限定して扱う商品と、どの地域に行っても実際に就職した地域でやれる旅行商品と2種類ございまして、両方あるという観点から、実は試験内容も全国の試験では実務をかなりたくさん加えていたという経緯がございます。

ただ、確かに今回の御要望とかを踏まえると、今、大事なことと言いますのは、むしろそういう区分の話よりも、訪日外国人がこれだけいらっしゃっていて、通称オプションツアーと言われている着地型の旅行をいかに広げていって、それを地域の振興につなげるかということが観点でございます。実は前回のやりとりの後、私どもも観光分科会という審議会の下に法律に基づく会があるのですが、その中でもこのことが議論になりまして、むしろ試験の区分を新たに作って、簡単なものを作って、さらに試験内容で不要なものは外していって、つまり簡単にしていって、例えば、宿泊施設で着地型旅行商品を売れるようにするとかしていかないとなかなか広まらないのではないかという問題意識を私どもは一応問題提起させていただきました。そういう意味では、この試験の新しい区分を作って、簡単なものを作って、試験内容を簡単にしつつ入れ替えまして、よく星野リゾートがおっしゃっていますが、宿泊施設でも着地型旅行商品を売れるようにして、それでやっついこうという方向で旅行業法の改正を検討すべく、観光分科会の下に部会を設けることを先週木曜日に決定いたしました。

ということで、実はお答えといたしましては、頂いた御要望等も含めまして新たな試験区分、それから、それによって宿泊施設等でも試験が取りやすくなりますから売れるようにして、それで着地型旅行商品をもっと色々なところで販売できるようにしていこうという方向に向けた旅行業法改正を今回立ち上げたということは、要するに、来年の通常国会に向けて改正をしようかと思っております。

実は他にも、多分地域振興のための旅行業法の改正はもう少し要るのではないかという議論も始めたところございまして、場合によっては、試験区分の簡単なものを作るのにとどまらず、今の二種・三種という区分も含めて見直しをしていこうかと。そこまではこれの結論でと決めておりませんが、そこももう少し柔軟化していったほうがいいのではないかという問題提起もしております。それを今後、2・3か月かけてそういった検討をしていって、この御要望も含めて答えていこうかと考えているところでございます。

そういうことで、スケジュール的には来年の通常国会に旅行業法の改正を出せるようにして、せつかくなら国家戦略特区でどうかというありがたいお話をいただいていたのですが、場合によっては最初から全国展開でやってもよろしいのではないかと思っております。そういうことで、今後、検討していこうかと思っております。

お答えも含めて、今後の検討の方向性ということで申し上げますと、以上のようなことを先週末、色々私どもの中でもだいぶ議論いたしまして、そういう方向性でいこうかということ打ち出したところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

非常にポジティブな方向に向かっておられるというので、とてもいいことだと思います

が、まず、都道府県が実施する地域独自の試験と、それから、国がやる全国共通の試験とでは、これは例えば、契約のタイプが随分違うということなのでしょうか。

○西海課長 はい。従来は、例えば、新幹線のようにかなり県境や地方ブロックをまたぐような中距離・長距離の、航空チケットもそうですけれども、それを扱う場合には、全国共通で実務も、それから、全国の地理的なものも含めて全部一応やっていて、それで都道府県実施のところと分かれていたのでございますけれども、この辺も今の実態に合わせた見直しをしていったほうがいいのではないかという問題意識を持っております。

○八田座長 例えば、遠くから来る人の場合には、遠くからの新幹線は自分でやって、その地域に着いてからの計画をそこに頼む、そのようなことですね。そうすると、随分簡単になりますね。

○西海課長 簡単だと思います。補足いたしますと、今回いかに地域振興に観光を役立てるかと考えたとき、一つは、いわゆる旅館とか地域のホテルでもっとたくさんのお客さんが集まっていってあるところがありますので、そこで一番目に触れることができますので、色々な着地型旅行商品を売れるようにしたらいいのではないかと。従来は代理店を置くことができるのですが、その代理店もどこか1社しか契約できなかったのです。こういうことも含めて弾力化していかないと、様々な旅行商品、魅力ある旅行商品が売れないのではないかとということで、それも含めて見直すべきではないかということでございます。

○八田座長 分かりました。

これは私どもの何うこととしては、とてもいい方向に行っていると思うのですが、旅行業法の改定自体は結構色々なトピックを入れられると思うので、まずは、この秋の臨時国会があれば、そこでこの試験のことについてだけ特区で先行されるというようなことをしてはどうかと思うのです。

○西海課長 もちろんそういうことがあれば、そういうことも検討したいと思います。ただ、今、考えておりますのが、試験プラス先ほどの旅行代理店業の話や着地型の振興に係るようなもの、あと、三種と二種区分の弾力化とか、できたら併せてやっていきたいと思っておりますが、そのためには結構ステークホルダーが多いので、それを踏まえると、確かに試験だけ切り離して臨時でやるのがよろしいのか、やはりパッケージで臨時でやって、またさらに通常でやるというのも、あまり何がしたいのかというのがやや明確ではないので、できればまとめてやりたいなと思っております。

もう一つは、この話とは全く関係ございませんが、旅行業法のもう一つの今回大きく挙がった話が、ランドオペレーターというものがありまして、これはインバウンドで外国の旅行会社が発注したものを日本で色々バスとかぼったくりツアーとかを手配している人たちを、それも法律を位置付けて、その上できちんと変なぼったくりとかがないようにしつつ、着地型旅行を外国の方に売りたいと思っておりますので、そういうこともできればまとめてやりたいなと。

○八田座長 ぼったくりですか。

○西海課長 買い物のぼったくりツアーというのがありまして、そういうものもなくしつつ、むしろ着地型旅行のほうにクルーズで来られた方にも買ってもらって、旅行していただこうと思っているのです。つまり日本に来る買い物クルーズツアーの改革ではないですけども、そういうものを併せてやりたいと思って、そちらは実は別の研究室で動かしていきますので、できたらそれが全部合流する地点の通常国会が望ましいといえれば望ましいと考えています。

○八田座長 事務局、何かございますか。

○藤原次長 大変前向きなお話をいただいて、大変ありがたいと思っておりますし、事務的にも参事官レベルでやらせていただいておりますが、引き続きまた検討、作業をさせていただければと思っているのですが、2点ございます。

一つは、成長戦略が近いので、これだけ議論してきた一つの成果だと思っておりますので、是非その中の特区のパートに何らかの形で触れさせていただくような話になると思っておりますので、またその辺の文言調整もよろしくお願ひしたいという話の一つでございます。

それから、もう一つは、まさに八田先生からお話があったとおり、おそらく通常国会で法改正をし、その後の施行等々を考えますと、また2年ぐらいかかってしまうと思うのですが、昨年度の外国人が二千何百万人という話もあり、地方創生の観点からも非常に重要なテーマだと思っておりますので、臨時国会での法律提出もあれば、また、法律マターに限らずとも、どんどんやっていくような話は多分あると思っております。色々とバリエーションがあると思っておりますので、そのあたりも含めた形での御検討をお願いできればと思っておりますので、是非ともよろしくお願ひいたします。

○西海課長 分かりました。

大変お世話になっていますが、民泊のほうも色々と検討を進めておりますので、是非よろしくお願ひします。

○八田座長 そういう線でお願ひしたいと思っております。

それで、これはちょっと番外で、先ほどのクルーズのことはすごく重要ですね。あれだって、本当は特区で結構必要としているところはありますね。

○西海課長 おっしゃるとおりです。

○八田座長 福岡とかはまさに全部特定の店に行って、またぼっと船に戻って帰るわけですからね。しかも、それはもっと安いところがいっぱいあるのに、選択肢を与えられていないということがあるから、本当ならそれも特区でやればよいような感じがする。ものすごく緊急性があるような気がするのです。

○西海課長 結局中国の中で全部還流しているだけなのです。中国の方が安い値段で発注した船に乗って、中国系の方が経営している高い買い物ツアーをして、そのお金が結局また中国に還流するというだけなので、そうではなくて、まさに今回これを急ごうと思っている背景の一つは、これを規制緩和して、そういうぼったくり買い物ツアーに行くのではなくて、寄港された地域に素晴らしい着地型旅行商品がいっぱいありますので、それを是

非選んでください。場合によっては、上陸して泊まってくださいと。

○八田座長 本当はそこも特区でやったほうがいくらいに、すごく緊急性がありますね。

○西海課長 はい。

○八田座長 では、そういうことも含めて、是非御検討をお願いしたいと思います。

本当にポジティブにやったださって、どうもありがとうございます。